破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７７１号
広島県廿日市市串戸２丁目９番40号
債務者　株式会社山崎組
代表者代表取締役　山崎　忠義
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４７号
広島市安佐北区安佐町久地字城下260番地
債務者　広島ヤブサ株式会社
代表者代表取締役　長野　和裕
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青谷　智晃
4　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県南あわじ市松帆古津路616番地
債務者　松原瓦産業株式会社
代表者代表取締役　福原　輝彦
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第９４６号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町３番地　ドルミマンション305
債務者　大西　謙一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　文彰
4　破産債権の届出期間　平成24年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
岡山市東区宝伝3281、住民票上の住所岡山市東区広谷443番地１
債務者　浮田　嘉男
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信長富士生
4　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１号
福岡県田川郡添田町大字中元寺4264番地、前住所福岡県田川郡添田町大字中元寺3780番地
債務者　上田　十郎
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　英弥
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５２号
愛媛県西予市宇和町明間746番地
債務者　前田　良介
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　優子
4　破産債権の届出期間　平成24年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２４３号
徳島県板野郡板野町大寺字郡頭36番地１
債務者　長谷川　勝
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　稔男
4　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４７号
徳島市福島２丁目５番10号
債務者　佐野　　翼
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　泰三
4　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１４号
福島県安達郡大玉村大山字仲ノ沢113番地
債務者　鴫原　恵美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柾谷　智徳
4　破産債権の届出期間　平成24年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
松江市大井町181番地５
債務者　内田さかえ
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　信之
4　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２号
鹿児島県薩摩川内市下甑町青瀬690番地、前住所鹿児島市西陵４丁目19番３号
債務者　丸田　惠一
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
4　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
盛岡市手代森９地割70番地１　岩手晴和病院、住民票上の住所岩手県紫波郡紫波町片寄字梅田186番地
債務者　斉藤　恭児
法定代理人成年後見人　小山田泰彦
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部